

フラット35 中古 手数料のご案内

R0512
一般財団法人 神奈川県建築安全協会

■一戸建て等の場合

基本手数料 (消費税及び地方消費税を含む、単位：円)

	フラット35	財形住宅融資 リ・ユースプラス住宅	財形住宅融資 リ・ユース住宅
一般の住宅	50,000	50,000	45,000
耐震評価が必要な住宅※1	60,000	60,000	55,000

・SB省エネルギー性(開口部断熱)の適用を受ける場合を含む。

※1 建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明の場合は、新築表示登記日が昭和58年3月30日以前)の鉄骨造以外の住宅で設計図書等のある場合に限る。(鉄骨造や設計図書等のない場合の料金は、別途協議とする。)

《S加算手数料》 Sの適用を受ける場合、上記の手数料に加算する額

適用する性能	手数料	付帯条件：適用する性能が確認できる下記の図書等がある場合に限る。
耐震性	20,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書等
免震建築物	7,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書等
耐久性・可変性 ※1	5,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書等
省エネルギー性 ※2	5,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書等
バリアフリー性	5,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書等
ZEH ※2	5,000	新築時の建設住宅性能評価書、BELS評価書等
維持保全型	5,000	長期優良住宅、安心R住宅、インスペクション実施住宅、既存住宅売買瑕疵保険付保住宅

※1 SA(特に優良な住宅基準)を除く。

※2 付帯条件を満たさない場合、加算額は新築住宅の竣工済特例に準じる。

■マンションの場合

基本手数料(消費税及び地方消費税を含む、単位：円)

申請区分	フラット35	財形住宅融資 リ・ユースプラス住宅	財形住宅融資 リ・ユース住宅
一般の住宅	45,000	45,000	50,000
耐震評価が必要な住宅※1	60,000	60,000	60,000

※ SB省エネルギー性(開口部断熱)の適用を受ける場合を含む。

※ 住棟単位の適合証明に係る手数料については別途協議とする。

※1 建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明の場合は、新築表示登記日が昭和58年3月30日以前)の鉄骨造以外の住宅で設計図書等のある場合に限る。(鉄骨造や設計図書等のない場合の手数料は、別途協議とする。)

《S加算手数料》 Sの適用を受ける場合、上記の手数料に加算する額

適用する性能	手数料	付帯条件：適用する性能が確認できる下記の図書等がある場合に限る。
耐震性	30,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書等
免震建築物	10,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書等
耐久性・可変性※1	7,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書等
バリアフリー性	7,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書等
維持保全型	別途協議	長期優良住宅、管理計画認定マンション

※1 SA(特に優良な住宅基準)を除く。

※ SA省エネルギー性及びZEHは、別途協議とする。

■その他の手数料(戸建・共同建て 共通)

フラット35 再検査手数料 (消費税及び地方消費税を含む、単位：円)

申請区分	手数料
現場再検査	15,000

- ・再検査等で現場検査を2回以上行う場合は、1回につき上記手数料を加算する。
- ・一律料金とし、S加算は行わない。

通知書等送付事務手数料 (消費税及び地方消費税を含む、単位：円)

申請区分	手数料
通知書等送付事務手数料 (1申請あたり)	1,100

※ 適合証明書、その他これらに付随して提出された書類等

遠隔地加算手数料 (消費税及び地方消費税を含む、単位：円)

市町村	手数料
相模原市緑区、南足柄市、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町、愛甲郡清川村	10,000
相模原市(緑区を除く)、小田原市、秦野市、伊勢原市、中郡大磯町、二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、開成町、愛甲郡愛川町	1,000

再発行手数料 (消費税及び地方消費税を含む、単位：円)

書式	手数料
中古住宅適合証明書	3,000

以上